

児童相談業務評価検証部会 26年度評価報告書のあらまし

1 児童相談所と市町村要対協の連携について

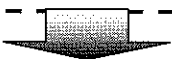
「児童相談所と市町村要対協間でケースに係る情報共有や市町村児童福祉部門と母子保健部門の連携について評価を実施した。」



- ◆ 虐待通告件数が増加する中、適切に対応していくためには、児童相談所と市町村の役割分担が必要である。両者が関わっているという認識のもと、お互いの役割を理解し協力してケースの支援を行うことが重要である。
- ◆ 実務者会議の開催回数が虐待受理件数に比べて少ないため、適切な進行管理のためには、実務者会議の開催頻度や進行管理の精度を上げるべきである。
- ◆ 市町村により特定妊婦の数、乳児家庭全戸訪問事業を行って支援が必要とされた数に大きな差がある。乳児家庭全戸訪問事業から養育支援訪問事業、母子保健事業から要対協へつなげる統一的な基準を府が作成し、未然防止・早期発見に努めるべきである。
- ◆ 「居住実態が把握できない児童」については関係機関の連携の仕組み等を作る必要がある。

2 児童虐待対応について

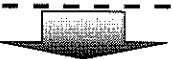
「児童虐待対応における初期対応や夜間・休日対応状況及び体制等について評価を実施した。」



- ◆ 平成14年度に設置した虐待専任チームについては、通告の増加により対応に困難を生じていることから、他府県状況も参考にしながら初期対応のあり方を見直していく必要がある。
- ◆ 児童相談所全国共通ダイヤルが3桁化されれば通告の件数の増加が予想され、安否確認に労力を割かれてしまい、肝心の親や子どもへの支援ができない状況に陥るおそれがある。
- ◆ 夜間・休日の通告件数が増加しているが、児童相談所は夜間・休日に市町村が把握している情報を得にくいため、市町村との役割分担を行うほか、民間への委託など、様々な対応方策を検討すべきである。
- ◆ 一時保護については、府内一時保護所の連携・調整により対応しているが、各児童相談所の一時保護調整に負担が生じていることから、一時保護所の運営のあり方について検討が必要である。

3 児童相談業務における人材育成のあり方について

「児童相談所職員に実施したアンケート及び各児童相談所職員からのヒアリング」を基に研修や人材育成について評価を実施した。」



- ◆ 職員の力量を上げるためには多種多様な職種による自発的な勉強会が最も効果的であり、勉強会での人とつながりが困ったときの相談や連携のしやすさに繋がることから、それを可能にする組織としての後押しが必要である。
- ◆ 単発の研修ではなく、継続性のある研修の実施と、研修後も適切にスーパーバイズを受けられる体制の確保が必要である。